

居宅介護支援の運営規程

第1条 医療法人健周会が開設する在宅介護支援センター東新潟病院（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 事業所は、市町村から要介護認定に係る訪問調査の委託があった場合は、これを受託し、訪問調査を実施する。
- 2 事業所は、要介護者等が保健医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業等との連絡調整、介護保険施設の紹介その他便宜の提供を行う。
 - 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 上記の他「新潟市指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」（平成27年新潟市条例第3号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 在宅介護支援センター東新潟病院
- (2) 所在地 新潟市中央区姥ヶ山274番地1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（主任介護支援専門員） 1人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (2) 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日
- (2) 休日：土・日・祝日、夏期休暇（2日間）、創立記念日（9/2）、
年末年始 12月30日～1月3日までを除く。
- (3) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (4) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援事業の提供方法・内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画等の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 指定居宅介護支援等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族
に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う
- (3) 利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。
- (4) 使用する課題分析方式は居宅サービスガイドラインとし、解決すべき課題に対応するための居
宅サービス計画等の原案を作成する。なお、作成にあたっては、複数の指定居宅サー ビス事業
者等の紹介や、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であるこ
とを説明し、利用者から署名を得ることとする。
- (5) 居宅サービス計画等の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見
を求めることとし、その開催場所は原則として事業所の会議室で行う。ただし、必要に応じて
居宅サービス事業所の事務室等を用いる。また、当該利用者等の同意を得た場合は、利用者の
居宅やテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- (6) 前号により作成された居宅サービス計画等について、利用者及び家族に対して説明し、文書によ
り利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画等は利用者 及び担当者に交付する
- (7) モニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行う。
- (8) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- (9) 居宅サービス計画等を変更した場合、利用者が要介護更新認定若しくは要支援更 新認定又は要
介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。
- (10) 利用者から希望があった場合は、要介護認定の申請手続の代行や、市町村から委託を受けて認
定調査を行う。
- (11) 介護にかかわる相談援助やその他、要介護者との自立に必要な支援を行う。

(通常の事業の範囲)

第8条 新潟市全域

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの
とし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3号に定める措置を適切に実施するため担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第13条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援等又は自らが居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 事業者は、自らが居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(秘密保持)

第 14 条 職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(従業者の研修)

第 15 条 事業者は、介護支援専門員の資質的向上を図るための研修の機会を設け、積極的に参加する。

(記録の整備)

第 16 条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 居宅サービス計画等
- (3) アセスメントの結果記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリングの結果記録
- (6) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (7) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (8) 苦情の内容等に関する記録
- (9) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人健周会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。